

広島県告示第七百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山尾道線	福山市高西町二丁目六六番四地先から 福山市高西町二丁目八八番一地先まで	平成三〇年一〇月一日